

## 令和5年度第2回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和5年5月22日(月)9時58分開会 11時11分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

### 3 出席者

- (1) 常設審議委員 19名／23名（出席者は別紙名簿のとおり）
- (2) 鳥取県経営支援課 ○○ ○○
- (3) 湯梨浜町農業委員会 ○○ ○○
- (4) 事務局（農業会議） 倉益、熊谷、井上、中嶋、谷口

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局 (熊谷)	<p>(午前9時58分)</p> <p>定刻前ではございますが、出席予定の委員の皆様がお揃いになりましたので、ただ今より令和5年度第2回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり23名中、19名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは小林会長に挨拶をお願いします。</p>
2 開会挨拶 小林会長	<p>皆様おはようございます。農業会議の小林でございます。開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日令和5年度第2回常設審議委員会を開催致しましたところ、皆様にはご多用のところ出席を賜わり誠に有難うございます。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが8日、季節性インフルエンザと同じ5類へ移行されました。政府が一律に感染対策を求めるものでなく、個人や事業者の判断に委ねられることとなりました。3年以上にわたった新型コロナ対策は有事から平時の対応に大きく転換されました。</p> <p>さて、農水省は、食料・農業・農村基本法の見直し検証作業をどのように政策文書に取り纏めるかが課題ではないでしょうか。担い手政策や農地などの構造政策、水田活用のゲタ・ナラシなどの経済対策といった課題にどんな解決策が示されるか、大きな課題になるかと思っています。もう一つは、適正な価格形成であります。一昨年以来の輸入原材料・燃料の価格高騰により、世の中は、石油ショック当時の狂乱物価以来の諸物価高騰の状況にあります。特に多くを輸入に依存している燃料や肥料原料、飼料作物などの価格高騰は、この間の円安も相まって我が国農業に甚大な影響を及ぼしております。肥料対策や配合飼料価格安定対策などで一定の影響緩和が図られているものの、輸入価格は依然として高水準</p>

	<p>で推移しており、出口が見えないのが現状であります。このような状況下、基本法の検証に当たっても、適正価格形成という課題に取り組んでいただきたいものと考えます。</p> <p>また、G7広島サミットで食料安全保障も議題に上がり協議されましたが、農業の持続可能な食糧の確保でないかと思っております。世界の食料生産・供給を巡る環境は変わってきております。年々大きく変わる気候変動、新型コロナウイルス禍で、作った物が届かない供給網の問題、ロシアのウクライナ侵攻による世界有数の農業大国であるウクライナの混乱で肥料・飼料や穀物の価格急騰など、地球規模で大きなダメージを与えております。全ての人に食料を供給して行くために、農業生産の在り方を考えて行かなければならないのではないのでしょうか。</p> <p>また、今回、農業委員会の改選で、各市町村農業委員会の農業委員に女性委員のゼロ解消をお願いを致しておりましたが、まだ決定ではありませんが、公募の状況では、改選される15市町村で女性の応募があり、首長の推挙と議会承認を得なければなりません、ゼロ解消の見通しが出てきました。関係各位には、厚く感謝とお礼を申し上げる次第であります。改選後は男女共同参画のもと、組織運営に大きく期待するものであります。</p> <p>なお、本日の常設審議委員会におきましては、報告事項、審議事項は、農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案2件、湯梨浜町です。情報提供では全国農業委員会会長大会政策提案について事務局に説明させます。本日、十分な審議をお願いし、簡単ではありますがよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (熊谷)	<p>ありがとうございました。それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。よろしくお願いいたします。</p>
3 議事録署名人の選任 議長	<p>それでは議事に入らせていただきます。 議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、山本委員(岩美町農業委員会会長)、長住委員(日野町農業委員会会長)の兩名を指名いたします。</p>
4 報告事項 議長	<p>では、日程に基づき、報告事項です。 (1) 先月の農地転用許可状況について、県から報告願います。</p>
県経営支援課 (〇〇)	<p>(資料1により説明)</p>
議長	<p>委員の皆さんからご質問、意見をお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

<p>5 議 事 議 長</p>	<p>議事に入ります。 事務局から農地法の規定に基づく県全体の一覧表により、状況を説明して下さい。</p>
<p>事務局 (井上)</p>	<p>(一覧表を説明) 今月は、第5条案件で、2件意見聴取がございます。2件とも湯梨浜町農業委員会の案件です。説明の後、現地調査の報告をお願いしたいと思います。それでは説明をお願いします。</p>
<p>湯梨浜町農委 事務局</p>	<p>湯梨浜町農業委員会事務局の〇〇と申します。 議案番号5条-1、湯梨浜町〇〇における農地転用について説明させていただきます。2ページの「30aを超える事案説明資料」により説明いたします。 1 土地の所在等です。〇〇です。 3 ページの位置図をご覧ください。申請地は、〇〇の区域で、〇〇に位置しています。 4 ページの中間図をご覧くださいと、申請地の東西側全体、南北側の一部は住宅が立ち並んでいます。 2 ページ、「30aを超える事案説明資料」に戻ります。2 現在の営農状況です。申請地は、昭和20年代に区画整理がなされた水田であり、これまで地域の担い手に貸し付けられ、水稻が作付けされていましたが、この度の宅地造成の計画にあたり、合意解約が成立している農地です。 3 転用事業者です。〇〇でございます。事業内容は、〇〇です。4 転用目的です。用途は、建売住宅を15棟建築するものです。必要性ですが、当該地域周辺は近年宅地化が進んできており、個人住宅の需要が見込めるとして、今回計画されたものです。 5 立地基準です。(1) 農地区分です。再度、3 ページ、位置図をご覧ください。申請地の北西側には、10haを超える農地が広がっていることから、申請地の4筆は、区分決定根拠が集団農地に該当しますので第1種農地になります。続いて、4 ページ、中間図をご覧ください。しかし、4筆のうち2筆について、1と示しています〇〇は、西側の町道に接しており、4と示しています〇〇は、左下斜めに走っている町道に接しており、この2本の町道とも水道及び下水道管が埋設されています。また、申請地の500m以内には、公共施設である〇〇や〇〇があることから、区分決定根拠が管理設道路沿道の区域に該当しますので、第3種農地になります。 2 ページ、「30aを超える事案説明資料」に戻ります。5 立地条件の(2) 許可根拠です。第1種農地については、当該申請農地の隣接地及び周辺地域は、既に宅地化が進行している状況の中で、当該農地の宅地化により人口増が図られ、既存集落の維持・発展と地域の農業振興につながると思われることから許可根拠を集落接続としているものです。また、第3種農地については、原則許可となります。(3) 営農条件です。まず、申請地は、農業振興地域内の農用地区域外となっています。周辺の状況ですが、申請地北側は町道を挟み、一部は宅地ですが、水稻栽培が行われています。東側と西側は住宅地として利用されています。南側は住宅地と一部畑として利用されています。これらについては、3ページの位置図及び4ペー</p>

ジの中間図と併せてご確認ください。(4) 代替地等です。申請地は、既存集落が連たんすることとなり、近隣の幹線道路へのアクセスも良く、土地所有者の理解も得られていることから選定されているものです。

6 一般基準です。(1) 他法令許認可です。都市計画法第29条にかかる開発行為許可につきましては、〇〇と事前協議を行っており、農地転用許可と併せて許可となる見込みです。

また、道路法第24条、道路管理者以外の者が道路に関する工事の設計及び実施計画について、道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことに係る協議についても〇〇と事前協議済みでございます。(2) 規模の妥当性です。5 ページの土地利用計画図をご覧ください。申請地の4,265㎡の中に建売住宅売買予定地15区画を整備、区画は1号から15号と記載されています。また、幅員6mの開発道路を2本、薄だいたい色が1号道路、濃いだいたい色が2号道路と記載されています。そのほかに、区画15号の東側に緑地1ヶ所と、区画2号と3号の間に消火栓1ヶ所を設ける予定となっており、利用計画は適切であると判断いたしました。また、6 ページには、5 ページの土地利用計画図に対応する造成断面図を添付していますのでご確認ください。7 ページには、道路断面図を添付しており、側溝のグレーチングの荷重は25t、道路部分の表土すき取り置き換えは40cm、道路中心部では盛土60cmが計画されています。8 ページには、境界断面図として、造成地北側の〇〇線との境界断面図、造成地南側の既存水路沿いとの境界断面図を添付しています。なお、造成地南側の既存水路はそのまま残す計画です。そのほか、参考資料として、9 ページには、15棟の住宅配置図を添付しています。2列目と4列目は、少し小さいタイプの住宅タイプ1が7棟、1列目と3列目は、少し大きいタイプの住宅タイプ2が8棟建築される計画です。10 ページ、11 ページにはタイプごとの住宅立面図を添付していますのでご確認ください。12 ページが上水道計画図、13 ページが下水道計画図です。上水道・下水道とも〇〇に接続する計画となっています。

「30aを超える事案説明資料」に戻ります。

6 一般基準の(3) 営農及び被害防除計画等の措置です。申請地は、約60cmの盛土造成を行います。また、8 ページの境界断面図にありましたように、南側既存水路沿いにはL型擁壁を設置するとともに、5 ページの土地利用計画図にありましたように、造成地内に新設する道路沿いに雨水排水用側溝を新設し、敷地内の雨水の排水を行います。なお、水路断面の決定に当たっては流量計算を行っており、周辺農地への営農に支障がないことを確認しています。汚水は公共下水道に接続します。隣接耕作者は該当ありません。また、申請地北側の町道を挟んだ農地使用者及び南側の既存水路を挟んだ一部農地使用者には、営農に支障がないことを確認しています。14 ページに農業用排水図・計画区域内雨水排水図を添付しています。青矢印が、既存の農業用水路、赤矢印が、計画区域内の雨水の流出方向となります。

2 ページ、「30aを超える事案説明資料」に戻ります。

6 一般基準の(4) 資金調達計画です。(中略)(5) 農地復元の担保は、該当しません。

7 農業公共投資です。(1) 事業名は、団体営区画整理事業です。

(2) 事業期間は、昭和25年から昭和29年の間です。(3) 土

地改良区は、〇〇で、協議が調ったため農地転用については、差し支えない旨の意見書をいただいています。

8農業委員会の意見及び審議の概要です。

先日5月10日の定例総会において、農地転用の許可基準に合致し、転用許可は適当であると判断しております。

以上、議案番号5条一1湯梨浜町〇〇における建売住宅を目的とする農地転用についての説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

それではここで現地調査の報告を山本委員からお願いします。

山本委員

それでは現地調査の報告をいたします。

5月16日、湯梨浜町役場本庁舎におきまして、倉吉市の山協会長と私、そのほか関係者11名で現地調査をいたしました。

書類審査でも十分な資料で、きちんと整理されておりますし、現地も隣接耕作者の同意もあり、転用許可の判断基準に照らしても問題なく、許可は妥当と判断いたしましたので報告させていただきます。以上です。

議長

ありがとうございました。

委員の皆さんからご質問、意見は、一括してお受け致しますので、続いて、もう一件を説明して下さい。

湯梨浜町農委  
事務局

議案番号5条一2湯梨浜町〇〇における農地転用について説明させていただきます。

2ページの「30aを超える事案説明資料」により説明いたします。

1土地の所在等です。〇〇です。

3ページの位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇で、現在の湯梨浜町役場から〇〇に位置しています。先ほどの議案番号5条一1の申請地からさらに西南西になります。4ページの間接図をご覧ください。

申請地は、北側及び南側の一部を除き、住宅が立ち並んでいる状況です。

2ページ、「30aを超える事案説明資料」に戻ります。

2現在の営農状況です。申請地は、昭和20年代に区画整理がなされた水田であり、これまで地域の担い手に貸し付けられ、水稻が作付けされていましたが、この度の宅地造成の計画にあたり、合意解約が成立している農地です。

3転用事業者です。〇〇でございます。事業内容は、〇〇です。

4転用目的です。用途は、建売住宅を25棟建築するものです。必要性ですが、当該地域周辺は、近年宅地化が進んできており、個人住宅の需要が見込めるとして、今回計画されたものです。

5立地基準です。(1)農地区分です。再度、3ページ、位置図をご覧ください。申請地の北側には、10haを超える農地が広がっていることから、申請地の5筆は、区分決定根拠が集団農地に該当しますので第1種農地になります。続いて、4ページ、間接図をご覧ください。5筆のうち3筆について、1と示しています〇〇、2と示しています〇〇及び3と示しています〇〇については、申請地南側の町道に接しており、水道及び下水道管が埋設されています。また、申請地の500m以内には、申請地の南西側に公共施設であ

る〇〇、申請地の南側には、医療施設である〇〇があることから、区分決定根拠が管理設道路沿道の区域に該当しますので、第3種農地になります。

2ページ、「30aを超える事案説明資料」に戻ります。

5 立地条件の(2)許可根拠です。第1種農地については、当該申請農地の隣接地及び周辺地域は、既に宅地化が進行している状況の中で、当該農地の宅地化により人口増が図られ、既存集落の維持・発展と地域の農業振興につながると思われることから許可根拠を集落接続としているものです。また、第3種農地については、原則許可となります。(3)営農条件です。まず、申請地は、農業振興地域内の農用地区域外となっています。周辺の状況ですが、申請地の北側は、農道を挟み、水稻栽培が行われています。東側と西側は、すべて住宅地として利用されています。南側は、町道を挟み、住宅地として利用されていますが、一部水稻栽培が行われています。これらについては、3ページの位置図及び4ページの間接図と併せてご確認ください。(4)代替地等です。申請地は、既存集落が連たんすることとなり、近隣の幹線道路へのアクセスも良く、土地所有者の理解も得られていることから選定されているものです。

6 一般基準です。(1)他法令許認可です。都市計画法第29条にかかる開発行為許可につきましては、〇〇と事前協議を行っており、農地転用許可と併せて許可となる見込みです。また、道路法第24条、道路管理者以外の者が道路に関する工事の設計及び実施計画について、道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことに係る協議についても〇〇と事前協議済みでございます。

(2)規模の妥当性です。5ページの土地利用計画図をご覧ください。申請地の〇〇の中に建売住宅25区画を整備、区画は1号地から25号地と記載されています。また、幅員6mの開発道路を設置、道路は薄い赤色で示している部分です。そのほかに、区画11号地と12号地の間に広場1ヶ所が設置されます。6ページの造成計画平面図をご覧ください。幅員6mの開発道路沿いには水路側溝を設置。また、広場内にはゴミ置場と消火栓が設置される予定となっております。利用計画は適切であると判断いたしました。また、7ページには、6ページの造成計画平面図に対応する造成計画断面図を添付していますのでご確認ください。8ページには、区画道路標準横断面図を添付しています。側溝のグレーチングの荷重は25t、道路部分の表土をすき取り置き換えは20cmが計画されています。住宅建築につきましては、住宅メーカー5社が25棟それぞれタイプの違う住宅を建築される計画となっています。9ページには、参考としまして、25号地に建築予定の左上には配置図、右上には平面図、右下には立面図を添付させていただきました。10ページには、給排水施設計画平面図として、赤線が下水道、青線が上水道として、記載のとおり計画されています。上水道・下水道とも南側の〇〇に接続する計画となっています。

2ページ、「30aを超える事案説明資料」に戻ります。

6 一般基準の(3)営農及び被害防除計画等の措置です。申請地は約60cmから約100cmの盛土造成を行います。また、7ページの造成計画断面図にありましたように、北側の農道沿いにはL型擁壁、西側農地沿いにL型擁壁を設置するとともに、6ページの造成計画平面図にありましたように、造成地内に新設する道路沿いに雨水排水用側溝を新設し、敷地内の雨水の排水を行います。

なお、水路断面の決定に当たっては流量計算を行っており、周辺農地への営農に支障がないことを確認しています。汚水は公共下水道に接続します。なお、隣接耕作者が1名あり、同意書が添付されています。また、申請地北側の農道を挟んだ農地使用者及び南側の町道を挟んだ一部農地使用者には、営農に支障がないことを確認しています。11ページが雨水排水計画経路図であり、オレンジ色で示している申請地北側と南側の農業用水路は既存のままとし、造成地内の緑色と青色で宅地部分と側溝の雨水経路を示していますのでご確認ください。

2ページ、「30aを超える事案説明資料」に戻ります。

6一般基準の(4)資金調達計画です。〇〇でございます。(5)農地復元の担保は、該当しません。

7農業公共投資です。

(1)事業名は、団体営区画整理事業です。(2)事業期間は、昭和25年から昭和29年の間です。(3)土地改良区は、〇〇で、協議が調ったため農地転用については、差し支えない旨の意見書をいただいています。

8農業委員会の意見及び審議の概要です。

先日5月10日の定例総会において、農地転用の許可基準に合致し、転用許可は適当であると判断しております。

以上、議案番号5条一2湯梨浜町〇〇における建売住宅売買予定地を目的とする農地転用についての説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

それではここで現地調査の報告を山本委員からお願いします。

山本委員

それでは、先ほどに続いて現地調査の報告をいたします。

本件は、先ほどの案件のすぐ近くにあり、業者からの説明も問題なく、現地は1筆だけ農地が残るが、水利関係も問題なく、同意書もあり転用許可は適当であると判断致しました。以上です。

議長

ありがとうございました。説明、現地調査の報告が終わりました。委員の皆さんからご質問、意見をお願いします。はい、どうぞ。

石委員

参考までにお聞きしたい。最初の案件で造成では下層部を20cm剥ぎ取り、60cm埋め立てるとあり、2件目は60cm～1mの造成ということで資料7ページということであったが、どこを見れば良いのか、教えて欲しい。もう一つは、公共施設が近隣にあるので、そんな心配は不要なのかと思いましたが、この近年、国が定めた大規模災害での氾濫想定があるが、この近辺に〇〇という幹線水系がありますので、大規模災害の氾濫想定はあるのか、ないのか、あった場合、どこの深さまで水位が来るのか、ここが該当するのか、お聞きしたい。

湯梨浜町農委  
事務局

2番目の案件で盛土造成の件ですが、7ページで緑色で示しておりますところが盛土になり、それぞれ断面図を示しておりますが、そこに記載の通り、上が90cm程度となりますし、中程が60cmから70cm、下の図面では90cmから1m程度の盛土を示しております。

もう一点の〇〇の氾濫については、今の時点では、手元に資料が

	<p>ございませんので即答しかねます。</p>
石委員	<p>おそらく4、5年前だと思うが、大規模災害での氾濫想定というのは定めてあって、町としてそれに基づいて氾濫水位が示してあると思うがこれを見たことはないか。</p>
湯梨浜町農委事務局	<p>見たことがございますが、手元に持ち合わせがございません。ここは〇〇の影響はなく、〇〇に関するものだと思いますが、持ち合わせがなく、申し訳ございません。</p>
石委員	<p>今回、新しい住宅地ができますので、町として適切に、新しく来られる方、これまでも住んでおられる方に啓発していくことが大事だと思う。以上です。</p>
湯梨浜町農委事務局	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>そのほか、質問、意見はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>それでは、お諮りします。</p> <p>まず、湯梨浜町の1件目について、異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは異議なしといたします。</p> <p>続いて、湯梨浜町の2件目についてお諮りします。異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは異議なしといたします。</p>
6 情報提供	<p>(1) 都道府県農業会議会長会議について</p>
議 長	<p>事務局説明して下さい。</p>
事務局 (倉益)	<p>(別紙、資料により説明)</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
7 その他	
議 長	<p>その他として、皆さんから何かございますか。はい、事務局。</p>

事務局 (倉益)  議長	(事務局から6月の日程について説明)  その他として皆さんから何かございますか。
8 閉 会 議 長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。 (午前11時11分)